

6-1 地方公営企業の経営健全化【水道事業】

① 経営改革の推進

平成11年度～平成16年度までの取組

取組状況	概要	取組の評価（メリット・デメリット） 又は導入の阻害要因（未実施の場合）	実施年度
民間への 事業譲渡	未実施	1. 競争的市場構造となっていない。 従って民間に事業譲渡しても公的独占 が私的独占となるだけ。 2. 地域の自然的社会的諸条件に 応じて、水道の整備施策の策定や実施は地 方公共団体の責務（水道法第2条の2）。	
民間的 経営手 法の導 入	民間への 業務委託	1. 浄水場管理業務の内、運 転監視業務を民間事業者に委 託。 2. 技術上の業務における包 括的委託については未実施。	1. H16年度 2. 未実施
	PFI事業	未実施	施設（浄水場や発電施設）更新・新設の 機会がなかった。今後は機会を捉えて 積極的に活用していく。
	指定管理 者制度	未実施	1. 制度になじむ施設がない。（水道 資料館等） 2. 水道事業そのものの公設・民営化 については、現状では当面、運営面 でも公が重要な役割を果たさなければなら ないと考えており、時期尚早と認識 している。
	民間管理 委託	未実施	制度になじむ施設がなかった。（水道 資料館等）
収益増 加への 取組	料金収入 の確保策	コンビニエンスストアでの 上下水道料金の収納を実施 市北部の未給水区域を給水 区域とし、約250世帯に対し 新規に給水を開始。 徴収員の臨時雇用(旧新津 市)	1. H15年度 2. H15年度 3. H15,16年 度
	資産の 有効活用	遊休地一部売却。 施設の改良工事等において 発生した廃材の内、鉄くず等 の有価物を廃棄せず、一定 量がストックされた後、入札 により売却。 余剰地を一定期間貸付。(旧 亀田町)	1. H11,15,16年 度実施 2. 必要の都度 随時 3. H16年10 月～H17年9月
組織・体制の 見直し	<黒崎浄水場の廃止> 当該浄水場は老朽化が著し く、合併当初よりどう扱っ ていくかがポイントであっ たが、水需要予測により廃止 しても十分安定供給は可能との 判断に基づき、青山浄水場 から黒崎地区への配水管整備 を実施したうえで廃止した。	1. 水道施設及び水運用の効率を高め られたことにより、新潟市全体として 運営基盤の強化が図られた。 2. 存続稼働させた場合の維持管理費 や施設改良費等コストの面で削減が図 られた。	H13年度
その他経営改革 の取組	水道局GWの導入及び市長 部局との接続 GIS(水道管路施設情報) システムの導入	1. 事務の効率化・情報の共有化や ペーパーレスが図られた。 2. 管路情報の一元管理により、管路 図面の管理や利用において効率化が図 られた。	1. H11年度 2. H14年度 (CADはH15年 度)

平成17年度～平成21年度までの取組目標

取組目標	概要	導入の阻害要因（実施予定なしの場合）	実施年度
民間への事業譲渡	実施予定なし	前述のとおり	
民間的経営手法の導入	民間への業務委託	1. 浄水場運転監視業務の民間委託 信濃川浄水場において、既に委託済みの2浄水場を含めて、統括運転監視するとともに業務を委託する。また、合併により引き継いだ浄水場についても、委託化のための条件整備を進めながら、順次拡大していく。 2. 電話受付業務の委託 お客様コールセンターを開設し、電話受付・処理業務等を信頼のおける民間事業者に委託する。	1. H17 ～H19 2. H21
	PFI事業	実施予定なし	当面施設（浄水場や発電設備）の更新、建設の機会がないが、機会があれば積極的に活用したい。
	指定管理者制度	実施予定なし	前述のとおり
	民間管理委託	実施予定なし	制度になじむ施設がない。（水道資料館等）
収益増加への取組	料金収入の確保策	上水道料金・下水道使用料の隔月検針・毎月徴収制度の導入 本市では下水道使用料も同時徴収しており、下水道の普及に伴い2カ月分をまとめた水道料金及び下水道使用料の請求は、お客様の負担感が大きい（上下水道料金が高い）というマイナスイメージが浸透している。このため、経費を抑えながらマイナスイメージの解消を図る。	H21
	資産の有効活用	廃止した鳥屋野浄水場の跡地を教育委員会に有償所管替える。	H18
組織・体制の見直し	1. 政令市移行に合わせ組織・体制を見直す。 お客様サービス業務を実施する事業所・営業所等が13箇所あるが、政令市移行時に、4箇所に統合し、組織の効率化を進める。 2. 浄水施設の統廃合 合併により引き継いだ小規模浄水場を、スケールメリットを活かすため、配水管幹線を計画的に整備しながら統廃合を進め、効率的な水運用と経営の効率化を図る。		1. H19 2. H20～
その他経営改革の取組	キャッシュフロー計算書の公表 これまでの貸借対照表や損益計算書では掴みにくかった資金に関する情報の開示。		H18

民間管理委託（H15改正前の自治法第244条の2に定める管理委託）

② 経費節減等の財政効果

平成11年度～平成16年度までの取組

項 目		財政効果額 (千円)	財政効果算定根拠及び財政効果を 算定する上での問題点	
収入	1. 未収金の徴収対策	11,877	(H14までの平均収納率による, H15以降の未収金収納予想額とH15以降の収納実績額の差) - 徴収員臨時雇用経費(新津市)	
	2. 料金の見直し	3,641,861	H13.4月～の料金改定であり, 平均改定率9.92% ((各年度給水収益決算額-(各年度給水収益決算額÷1.0992))×4年(H13～H16))	
	3. 未利用財産の売り払い等	138,674	H11～H16の土地売却や不用品売却の実績額	
	4. その他	11,133	太郎代地区給水に係る料金増収分(H15・H16)	
支出	人件費削減	5. 職員削減によるもの (議員含む)	257,414	
		6. うち退職者不補充の場合の効果額	257,414	合併前市町村平均給与×削減人員数
		7. 嘱託, 臨時, 派遣職員等の活用の場合の効果	0	
	8. 給与等削減	657	旧新潟市 特殊勤務手当見直し ・ 他市町村 未清算	
	9. 組織の統廃合	3,974,809	((黒埼浄水場を存続させた場合のランニングコスト×3年(H14～H16)+施設改良費)-配水管整備費(H12～H13))	
	10. 民間的経営手法の導入による事務事業費削減	0	浄水場の運転監視委託に係るものであるが, 人的経費以外の財政効果は想定できない。	
	11. その他	0	G I SシステムやGWの導入もあるが, 人的経費以外の財政効果の定量化は困難である。	
合 計		8,036,425		

平成17年度～平成21年度までの取組目標

項 目		財政効果額 (千円)	財政効果算定根拠及び財政効果を 算定する上での問題点	
収入	1. 未収金の徴収対策	0	現在の収納率(99.9%)を維持することが重要と考えている。	
	2. 料金の見直し	0	料金改定の時期は未定	
	3. 未利用財産の売り払い等	288,723	土地売却予定収入 - 既存建物等撤去費用	
	4. その他	0	対象項目・時期が未定	
支出	人件費削減	5. 職員削減によるもの (議員含む)	636,183	業務の民間委託等に係る削減人件費 - 当該業務執行に係る委託料等
		6. うち退職者不補充の場合の効果額	636,183	
		7. 嘱託, 臨時, 派遣職員等の活用の場合の効果	0	
		8. 給与等削減	0	
	9. 組織の統廃合	2,721,735	(休止する浄水場を存続稼働させた場合の維持管理費用及び施設改良費) - 浄水場統廃合のための配水管幹線整備費等	
	10. 民間的経営手法の導入による事務事業費削減	0	民間委託に係る削減については、「人件費削減」に算入した。	
	11. その他	0	対象項目・時期が未定	
合 計		3,646,641		

その他経営に関する先進的な取組(H 1 7 年度から H 2 1 年度までに実施予定のもの)

<p>(1) 中長期経営計画の策定(H 1 8 年度中) 水道事業を取り巻く外部環境の変化に対応しながら, 将来にわたりお客様から信頼される水道を目指して, その実現のための取組みを明確にするとともに, お客様への説明責任を果たす。</p> <p>(2) 客観的な「業務指標」を活用した事務事業の分析・評価と積極的な情報開示(H 1 9 年度～) (社)日本水道協会の「水道事業ガイドライン」の業務指標を活用し, 現時点の水道サービスを定量化し事業運営に反映させるとともに, 改善状況や経年比較などを広報誌やホームページで情報開示する。</p>

③ 定員管理の適正化

職員数の純減実績

基準日	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	計
職員数(人)	447	447	438	432	422	421	
純減数(人)		0	9	6	10	1	26
対前年 純減率(%)		0.0	2.0	1.4	2.3	0.2	
対H11.4.1 純減率(%)		0.0	2.0	3.4	5.6	5.8	

注) H11～H16は中之口村潟東村上水道企業団の職員数を含む

職員数の純減見込

基準日	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	計
職員数(人)	412	405	393	376	370	367	
純減数(人)		7	12	17	6	3	45
対前年 純減率(%)		1.7	3.0	4.3	1.6	0.8	
対H17.4.1 純減率(%)		1.7	4.6	8.7	10.2	10.9	

H17.4.1～H22.4.1までの定員管理の数値目標設定の基本的考え方

事務事業の見直しを進め、小規模浄水場の統廃合や浄水場運転監視業務の民間委託などにより、減員を予定。

定員管理数値目標設定方法(定員増減見込)

小規模浄水場統廃合	20	
浄水場運転監視業務の民間委託		18
事務事業の見直し等	7	

定員管理数値目標

項目	H17.4.1～H22.4.1
増員見込(他会計からの異動含む)(人)	A
減員見込(他会計への異動含む)(人)	B
純減数(人)	B-A
対H17.4.1純減率(%)	10.9

④ 給与の適正化

給与適正化の取組

項目	現在の制度の国準拠状況， 又は国準拠でない場合の適正化の取組予定	実施年月
高齢層職員 昇給停止	55歳以上職員の昇給停止を実施	平成14年4月
不適正な昇給 運用の是正	退職者の特別昇給の廃止	平成17年2月
級別職務分類表に適 合しない級への格付 け等の見直し	級別職務の見直し（主事の4級ワタリの廃止など）	平成17年4月
退職手当の 支給率の見直し	国の支給率に準拠	平成16年1月
特殊勤務手当の 適正化	遠隔地勤務手当の廃止	平成15年4月
	検針手当の廃止	平成15年4月
	料金徴収手当の見直し	平成15年4月
	保安勤務手当・緊急出動手当の廃止	平成17年4月
	業務手当，料金徴収手当，水質検査手当，塩素取扱手当， 年未年始勤務手当の廃止（経過措置中）	平成17年4月
その他の手当の 適正化	住居手当の国準拠（経過措置中）	平成17年4月
	徒歩通勤者及び2km未満の交通用具使用者への通勤手当廃止	平成17年4月

⑤ 定員・給与の公表

項目	実施内容	公表開始年月
インターネットHP への掲載	市独自の様式で掲載	平成17年10月
	国の様式に準拠した内容で掲載	平成18年 3月
その他の媒体による 公表	市報（10月発行）に掲載	